

日本共産党の内藤隆司です。通告に従いまして大綱3点について質問いたします。

大綱第一は、放射能汚染廃棄物の焼却処理についてです。

(1) 「バグフィルターのセシウム除去率 99.9%は誤り」と題する論文が、日本科学者会議の機関紙、「日本の科学者」の今年2月号に掲載されました。この論文は、環境省の指導による除去率 99.9%という検査結果が誤りであり、健康と環境に対して計り知れない弊害をもたらしていることを証明するものとなっています。

放射性セシウムの除去率を導くためには、バグフィルターを通過した後の放射性セシウム量を正しく測定しなければなりません。バグフィルター通過後の放射性セシウムの測定には、0.3マイクロメートル以上の粒子の捕捉率 99%以上、という装置を使っています。この装置では、0.3マイクロメートル以下の粒子は、捕捉も測定もされないということです。

バグフィルターで捕捉できなかった粒子は、バグフィルター通過後の検査でもそのまま逃がすという検査なのです。この検査では、0.3マイクロメートル以下の小さな粒子は、検査装置さえすり抜けてしまって測定できないのです。

測定できていないものを「除去率 99.9%」と説明することはできません。環境省の誤りが科学的に証明されたと考えるものですが、知事の見解を伺います。

(2) 粒子が小さいからといっても、健康や環境に対する影響は無視することはできません。塩化セシウムの相対的体積分布は約 2 割が 0.1 マイクロメートル以下の大きさです。体積の分布ですから、粒子の数としては相対的に多くなり、環境に放出される放射能も多くなります。微細粒子は、人間の肺や気管支の奥に侵入して、長い間体内に沈着することが知られています。

県はこれまで、環境省の言い分そのままに「8000 ベクレル以下の廃棄物は焼却により安全に処理できる」と説明してきましたが、この言い分は完全に否定されたと思います。

この論文は、最後に「科学を標榜した非科学が実害に結びついている。行政的指導機関がおこなっているのだからなおさら影響は大である」と結んでいます。

焼却処理の安全性が科学的に否定された以上、焼却処理を直ちに断念することを強く求めるものですが、知事の見解を求めます。

(3) 次に、モニタリングポストについてお聞きします。

焼却処理を見越して各地にモニタリングポストが設置されています。福島に設置されたモニタリングポストは、センサーが入った箱が厚いコンクリート土台の上の鉄板の上に置かれ、真下の地面からの放射線が何重にも遮断されるようになっています。実際に、福島ではサーベイメーターの線量と比較してみるとモニタリングポストの数値は半分にしかならなかったと報告されています。

このようなモニタリングポストの測定では、焼却処理による安全性を確認することはできないどころか、かえって住民の健康と地域の環境に否定的な影響を与えることになると思いますが、知事のお考えをお聞きします。

(4) 焼却以外の方法として、漉き込みや堆肥化があります。現在、実証実験をおこなっている自治体もありますが、これらの方法も科学的に安全が確認されているとは言えません。

私が以前から主張しているように、安全な形で管理保管をおこなうのが最も現実的で住民の理解も得られやすいと思います。

保管場所を確保するにも大変な苦勞があるというのも分かります。しかし、例えば大崎市の場合焼却の合意を得るためには、地域をあげて大きな運動をすすめている焼却場2カ所、最終処分場1カ所の住民の理解を得なければなりません。これはほとんど不可能です。

それよりも1カ所か2カ所の保管場所を、国有地、県有地、市有地、民有地のなかから確保することの方がはるかに現実的であることは明らかではないでしょうか。

この間、県は、「安全な保管」を求める声を無視し、焼却処理にこだわり、結果として問題解決を遅らせてきました。現時点においても「丁寧に説明をおこなう」と問題解決を先送りしています。科学的根拠のない説明をいくら丁寧にしても住民の納得が得られるわけがありません。

震災と原発事故から7年。もうこれ以上問題を先延ばしにすることは許されません。焼却方針を改め、「安全な保管」という方向へ足を踏み出すことを強く求めるものです。知事の見解を伺います。

次に、大綱2点目、宮城県農業の振興について質問します。

(1) 農業・農村の危機的状況が拡大し、基幹的農業従事者の42%が70歳以上と極端な高齢化がすすみ、農地の減少や耕作放棄が止まらず、先進国で最低の食料自給率は38%へとさらに低下しました。

こうした危機の広がりには自然現象ではありません。食料の輸入を拡大し、画一的な大規模化の一方で、中小の家族経営を非効率なものとして切り捨ててきた自民党政治の結果に他なりません。

さらに、来年度からはコメの直接支払交付金を廃止し、コメの需給や価格を完全に市場まかせにしようとしています。農家に対して農業をやめろと言っているようなものです。

これ以上耕作放棄を拡大させないために農家に歓迎されていた戸別所得補償制度を復活させるとともに、生産コストと販売価格との差額を補てんする米価の「不足払い制度」の創設が必要と考えます。

これらのことを、県から国に強く要望していただきたいと思いますが、知事の見解を伺います。

(2) こうした厳しい農業情勢のなかにあって、昨年12月大崎地域に朗報が飛び込みました。国連食糧農業機関(FAO)から世界農業遺産に認定されたことです。世界農業遺産とは、将来に受け継がれるべき重要な農林水産システムを認定する制度で、大崎地域は伝統的な稲作地帯として、冷害や洪水、渇水に対処するための巧みな水管理のあり方が評価されたものです。

大変喜ばしいことであると思いますが、同時に、宮城県及び大崎地域の自治体と住民は、この地域の稲作農業を受け継ぎ、持続させ、発展させる責務を負ったことを自覚しなければなりません。その自覚があるのかどうか、知事に伺います。

世界遺産にふさわしい農業の発展と地域の取り組みが求められていますが、それに対して、県として、どのような対応・対策をすすめるのか、お聞かせいただきたいと思いますが、

(3) 大崎地域が世界農業遺産に認定された同じ昨年12月、国連総会において来年2019年から2028年の10年間を「国際家族農業年」とすることが決定されました。国連は、2014年を国際家族農業年と定めましたが、それを今後10年間延長するというものです。

FAO事務局長は「家族農業以外に持続する可能な食料生産のパラダイムに近い存在はない」と述べています。

時代遅れとされていた小規模・家族農業が、持続可能な農業の実現という目標に照らして、実は最も効率的だという評価が国際的には、なされるようになっていきます。小規模・家族農業は世界の食料の8割を生産しています。日本においても、小規模・家族農業を抜きにしては、食料自給率の向上も、農村地域の維持も持続も図ることはできません。

農地の集積が進み、大規模化が進んでいるとは言え、農業と農村の多くが専業や兼業など大小多様な家族経営やその共同で成り立っていることに変わりはありません。

小規模・家族農業が農業を続けられる施策がどうしても求められると思いますが、知事のお考えを伺います。

(4) 今、農村地域では、「農機具が壊れてしまったので、この機会に農業をやめる」というケースが増えています。稲作を続けるうえで、田植え、稲刈りの作業の負担と農機具の経済的負担が大きく、これが離農につながっています。

田植えと稲刈りを誰かに請け負ってもらえば、日常的な水管理などはやることができ、農業を続けることができるという方が多数います。農協などの農作業標準賃金表で農作業の委託の金額の目安が示されていますが、これでは高すぎて依頼することができないというのが、小規模農家の皆さんの声です。

農業法人や農業者グループが安価にこうした農作業を請け負うことができるようにするためには、農機具代の購入などに対する助成、リース制度の拡充、低利融資や負債の利息軽減などの対策がどうしても必要です。

国の経営体育成支援事業などの制度の柔軟な活用、県としての独自の支援制度の創設が強く求められています。

世界農業遺産の大崎地域だけでなく、県内の農業の危機的状況を突破するために知事の決断を強く求めます。

大綱3点目。上工下水一体官民連携、水道事業の「民間化」について質問します。

(1) 今、県企業局は、水道3事業の「運営権」を民間事業者に譲渡するというコンセッション方式により、県水道ビジョンで明記された「公営企業として」「将来にわたって」「持続する」という方向を放棄しようとしています。

「公営」に対置する言葉は「民営」であると思いますが、県は「県が責任をもってやるから民営化ではない」と強調しています。私は、県企業局が公共として果たすべき役割をどこまで果たせるのか大いに疑問をもっていますが、言葉の問題で論争するのは生産的ではないので、近年専門家の間で使われている、民営化やコンセッションなどの総称としての「民間化」という言葉を使いたいと思います。

私は、公的事業の運営を民間に委ねる「民間化」として最もふさわしくないのが、水道事業だと思っています。

それは、何よりも、水は、飲用水としてだけでなく、人間の生活全般にわたって必要不可欠なものであり、究極の公共性をもっているからです。水は、地域住民にとって共通の財産であり、水を守り自然との均衡に配慮しつつ資源として開発・利用することは、地域全体の利益にかかわるからです。

さらに、水道事業は民間による営業努力の効果が最も期待できない分野であると言わなければなりません。商品としての水の質も量もあらかじめ決められています。民間の強みである需要拡大が全く見込めないことは、「民間化」にとって致命的です。営業努力でできるのは、コスト削減だけですが、その効果も限定的と言わなければなりません。

このように、水道事業が「民間化」に最もむかない事業であるという指摘について、いかがお考えでしょうか。

(2) 次にVFMについて伺います。

企業局が直営で運営する場合の事業費総額と運営権者が事業を実施する場合の事業費総額の差をVFMとしてあらわします。県企業局の年間6億円から12億円との試算には疑問をもっていますが、仮に20年間の期間中120億円から240億円の経費削減ができたとした場合、県民にどれくらいの還元がされるのでしょうか。企業の営業努力によるものだからと、その成果を運営権者だけが取得するのは納得いきません。

来年度から下水道事業をコンセッション方式でスタートさせる浜松市では、VFM86億5600万円に対して、運営権対価として25億円を還元するとしています。しかし、その割合は3割にも足りません。

そもそも浜松市の運営権者募集要項によると、「運営権対価は0円以上」となっています。仙台空港のコンセッションの募集要項も「運営権対価は0円以上」でした。これは、タダでもいいから事業を引き受けてほしい、というものです。水道事業のように公営企業として健全に運営し、利益もあげている事業に対してとるべき対応とは言えません。県民の財産をタダ同然で譲り渡す暴挙だと考えます。

VFMも含めて、水道事業として利益が出た場合、その利益はどのようにして県民に還元されるのでしょうか。その仕組みが全く触れられていないのは、利益はすべて運営権者のもの、ということでしょうか。利益の県民への還元についてどう考えるのか、伺います。

また、VFMについては、昨年の2月議会で私は、その算定根拠を明らかにするよう求めました。明らかにするという答弁をいただいたものと思っていますが、この間、企業の利益を損なうという理由で県民に明らかにされるべき情報が開示されないという事態が生まれています。VFMの算定根拠を明らかにすることを改めて、明言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(3) 次に、料金値上げのリスクについて質問します。

県は利用者から料金及び負担金を徴収したうえで、県と運営権者の業務分担に応じた費用の比率をベースとして、個別事業ごとに県と運営権者で料金の按分率を設定することになっています。5年ごとに按分率の改定が、県と運営権者との話し合いで決定されることとなります。その度に運営権者から、按分率の引き上げや料金の引き上げの要求が出されることになると思います。

料金の決定権は県にあると強調しますが、「企業がやりやすいように」という立場の県の姿勢では、これに対してノーとは言えないのではないのでしょうか。そうであれば、それは料金値上げにつながることとなります。少なくともそういう恐れを否定することはできません。

運営権者である企業が利益をあげ、株主配当をおこないながら、一方で、県民の利用料金だけが引き上げられるようなことはあってはならないと思います。そうならないような歯止めはどこにもないのではないのでしょうか。知事のお考えをお聞きします。

水道事業が民営化されているイギリスでは、水道会社を監視する3つの公的機関があります。この公共機関が、水質基準、サービス水準や料金の規制、顧客の苦情対応を担っています。監視するのは公共機関でなければなりません。そうでなければ事業の公共性を維持することはできません。

「民間化」にあたって、県が設置しようとしている（仮称）経営審査委員会は、第三者の専門委員会という位置づけです。しかし、それでは公共性を確保するための監視にはなりません。県が中心になり、利用者や自治体関係者も含めた実効性ある「公共性確保」機関をつくることは不可欠と思いますが、お考えをお聞きます。

（４）次に、専門的技術の継承について質問します。

水道事業の「民間化」の理由の一つに、「専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が困難であることがあげられています。

水道事業に技術者が足りなくなっているのは、浄水場の管理などの業務が次々と民間委託にされ、公営企業としての職員採用が減り続けたことに最大の要因があります。それなのに、コンセッション導入によって、さらに民間への依存を深めれば、公営企業の技術者がさらに減少することになるのは明らかではありませんか。

「民間のノウハウを活用」と言いますが、水道事業の計画、運営、管理を含むトータルマネジメントのノウハウは間違いなく公営企業・自治体がもっているのです。３６５日、２４時間、安定した水供給をおこなう現場の管理・運転技術は世界最高水準です。

水道事業の「民間化」とは、このノウハウを民間に譲り渡すということですが、その後、県企業局にノウハウが残らないということでは、事業概要書（案）に明記されているように「県が引き続き３事業の最終責任をもつ」ということにはなりません。

少なくとも、現企業局の技術、事務職員を削減するようなことがあってはならないと考えますが、知事の見解を伺います。

そうだとすると、一方で、人員削減、人件費削減が最大のメリットと言われている「民間化」の意味を失うことになるとと思いますが、いかがお考えでしょうか。

水道事業はすべての県民の命に直接かかわるものですから、モニタリングについては、運営権者によるセルフモニタリングに頼るわけにはいきません。県自身がしっかりとモニタリングをおこなうことができる技術や財務のノウハウをもっていなければなりません。しかし、そうした体制を充実すればするほど、運営権者と県との間で二重の体制をつくることになり、かえって非効率になるという矛盾が生じることになると考えますが、見解を伺います。

（５）こうした様々な要素を客観的に評価し、公営でいいのか、「民間化」をすすめるのか、を判断しなければなりません。

上工下水一体官民連携とは、上工下水の「一体化」と「民間化」の二つを同時にすすめることです。これを現行の方式との二者択一で評価をした場合、「一体化」の成果があったのか、「民間化」の効果があったのかを見極めることができません。

「一体化して民間」「一体化して公営」の比較をおこなわなければ、「民間化」の効果があると認めるわけにはいきません。そのことはご理解いただけたと思いますがいかがでしょうか。

私は、昨年１１月の決算特別委員会で、このことを質しました。管理者からは「検討する」という答弁があったと思いますが、その後、どのように検討されたのか伺います。

今日、私は「民間化」が必ずしもいいことだけではない、ということを質問しました。民間に任せ方がうまくいくに決まっている、というような決めつけや先入観では、客観的な判断はできないということを最後に指摘して、壇上での質問を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございます。